

第3回智頭町議会定例会会議録

令和元年9月20日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第61号 平成30年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 議案第62号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第63号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第64号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第65号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第66号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第67号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第68号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第69号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第70号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第71号 平成30年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第72号 平成30年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第59号 専決処分について
- 第16. 議案第60号 専決処分について
- 第17. 議案第73号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第3号）

- 第 18. 議案第 74 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19. 議案第 75 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20. 議案第 76 号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 21. 議案第 77 号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 22. 議案第 78 号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 23. 議案第 79 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 24. 議案第 80 号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について
- 第 25. 議案第 81 号 智頭町附属機関条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 82 号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 83 号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 84 号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 85 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 86 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 31. 議案第 87 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 32. 陳情について
- 第 33. 閉会中の継続調査の申し出
- 第 34. 議員派遣の件

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 61 号 平成 30 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 議案第 62 号 平成 30 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第 5. 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0. 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1. 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2. 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3. 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4. 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 5. 議案第 5 9 号 専決処分について
- 第 1 6. 議案第 6 0 号 専決処分について
- 第 1 7. 議案第 7 3 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8. 議案第 7 4 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 9. 議案第 7 5 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0. 議案第 7 6 号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1. 議案第 7 7 号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2. 議案第 7 8 号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3. 議案第 7 9 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制

定について

- 第24. 議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について
- 第25. 議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正について
- 第26. 議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第27. 議案第83号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第28. 議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第29. 議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第30. 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第31. 議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第32. 陳情について
- 第33. 閉会中の継続調査の申し出
- 第34. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎					
副	町	長	金児英夫				
教	育	長	長石彰祐				
病	院	事	業	管	理	者	葉狩一樹

総務課長	矢部 整
企画課長	酒本 和昌
税務住民課長	江口 礼子
教育課長	國岡 厚志
地域整備課長	迎山 恵一
山村再生課長	山本 進
地籍調査課長	岡田 光弘
福祉課長	小谷 いず美
会計課長	國政 昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森 啓次
総務課参事	福安 教男
病院事務部長	矢部 久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田 睦子
書記 金谷 百恵

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、高橋達也議員、6番、大藤克紀議員を指名します。

日程第 2. 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第 2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第 3. 議案第 6 1 号から日程第 1 4. 議案第 7 2 号まで 1 2 案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第 3、議案第 6 1 号 平成 3 0 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 4、議案第 7 2 号 平成 3 0 年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの 1 2 議案を一括して議題とします。

この 1 2 議案については、9 月 9 日の本会議において決算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

1 1 番、中野ゆかり議員。

○1 1 番（中野ゆかり） 9 月 9 日の本会議において、決算特別委員会に付託された議案について、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた、議案第 6 1 号 平成 3 0 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 2 号 平成 3 0 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 3 号 平成 3 0 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 4 号 平成 3 0 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 5 号 平成 3 0 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 6 号 平成 3 0 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 7 号 平成 3 0 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 8 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 9 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 0 号 平成 3 0 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 7 1 号 平成 3 0 年度智頭町水道事業会計決算の認定について、及び議案第 7 2 号 平成 3 0 年度智頭町病院事業会計決算の認定については、9 月 9 日、1 1

日及び18日に委員会を開き、慎重に審査した結果、妥当なものと認め、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、付帯意見を申し添えます。人口減少等に伴う町税の減少や公債費の増加など、今後もなお厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中、精度の高い予算編成を行い、効率的かつ効果的な経費支出を図り、持続可能な財政運営に努められたい。

以上で、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

以上で、決算特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第61号 平成30年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、議案第62号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、議案第63号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、議案第64号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、議案第65号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 8、議案第 66 号 平成 30 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10 名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9、議案第 67 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10 名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 10、議案第 68 号 平成 30 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10 名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11、議案第69号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第12、議案第70号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13、議案第71号 平成30年度智頭町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第14、議案第72号 平成30年度智頭町病院事業会計決算の認定につ

いての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第15. 議案第59号

○議長(大河原昭洋) 日程第15、議案第59号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第16. 議案第60号

○議長(大河原昭洋) 日程第16、議案第60号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第17．議案第73号

○議長（大河原昭洋） 日程第17、議案第73号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第74号

○議長（大河原昭洋） 日程第18、議案第74号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第75号

○議長(大河原昭洋) 日程第19、議案第75号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第76号

○議長(大河原昭洋) 日程第20、議案第76号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 . 議案第 7 7 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 2 1、議案第 7 7 号 令和元年度智頭町水道事業
会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 0 名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 . 議案第 7 8 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 2 2、議案第 7 8 号 令和元年度智頭町病院事業
会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 0 名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 . 議案第 7 9 号

○議長（大河原昭洋） 日程第23、議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第80号

○議長（大河原昭洋） 日程第23、議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 私は、議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定についてに対して、反対の立場で討論いたします。

この議案の目的としましては、向上心にあふれ、進学への意欲を持っている智頭町の子どもたちが町外で学業に専念することを応援し、ふるさとの活性化を担う人材に育って帰ってくることにつなげるための財源として、基金条例を定めるものです。

この目的及び趣旨に対して何ら反対するまでもありません。しかし、それを具体的に運用するシステムである、智頭町おせっかい奨学金償還補助金制度に関して、多々疑問があり反対いたします。

反対理由は7項目あります。

反対理由その1、学生が卒業してから10年以内に本町に帰ってきたら、元金

の返済を無償にしますということですが、対象者は10代後半から30代前半の方となり、この年齢は転職する確率が最も高い年齢でもあります。

中途採用サポネットが行った転職動向調査、2018年実績による2019年版のデータを見ました。正社員として働いている20代から50代、男女1,000人を対象にした転職動向調査によると、2018年に転職した年齢層は男女合わせて100%とした場合、20代の男女が転職した割合は33.4%、30代の男女においては30.5%という数字でした。このデータからわかるように、20代、30代の方は転職が激しいということがわかります。ということは、智頭町おせっかい奨学金償還補助金を申請し、無事卒業後、本町に帰ってきてくれたとしても、転職したり、結婚により県外に転出し、また帰ってきて、また転出するといった可能性があるわけです。

そんな人生の移動が多い年齢の方を、どのように把握するのかということに関して執行部に質問したところ、住民票によって補助金対象者を毎年把握するということでした。考えてみてください。住民票を本町に置いていますが、実際県外に住んでいる人はいませんか。

ということで、反対理由の1つ目の結論としましては、私は人生の中で住む場所が変わる可能性を秘めている2、30代の方の所在を、10年間追跡することは難しいと想像するため反対いたします。

反対理由その2、反対理由1で述べたように、対象者が実際どこに住んでいるのかといった実態を把握する業務は、誰がするのかということになります。年16人を対象として想定しているとのことですので、5年間で約80人になります。10年間で160人です。その方々の実態把握をするための労力を想像するだけで、私は気が遠くなります。

年に1回、何らかの確認通知を送り、実態把握をするだけなのかどうかわかりませんが、人生は1年のうちにさまざまなドラマがあり、住む場所も変わるわけです。例えば、4月に本町に帰ってきました。しかし、その年の12月に会社をやめたため、県外に出ました。しかし、1年後、1月に帰ってきました。そして、その年の10月に結婚のため町外に出ました。このように、1年間ではくくれない動きを10年間で160の方がすることを想像すると、担当する役場職員の業務量をはかり知れません。これを把握するためのシステムを予算化し導入することと思いますが、私は役場担当者の業務量の増大を懸念し、反対します。

反対理由その3、奨学金制度に関して社会問題化もしています。学びをお金の面で支えるのが奨学金の本来の目的ですが、その奨学金が逆に人生の大きな負担となって利用者を苦しめ、結婚や出産など、大切な人生の選択肢までも制限する、そんなことが日本学生支援機構の公的な奨学金で起こっています。

それは、奨学金事業は2004年に日本育英会から日本学生支援機構に引き継がれましたが、その際、奨学金は金融事業と位置づけられ、回収がどんどん強化されてきました。今では滞納3カ月になると、滞納情報が個人信用情報機関のいわゆるブラックリストに登録され、滞納4カ月になると、債権回収業者による回収が行われます。滞納9カ月になると、多くの場合支払い督促という裁判所を利用した手続が行われ、その件数は2006年度1,181件から2014年度には8,495件と飛躍的に増大しています。

私は、智頭町おせっかい奨学金償還補助金に関しても返せず、滞納するケースが出てくると思います。滞納回収業務を今以上にふやさないためにも、智頭町おせっかい奨学金償還補助金をすべきではないと考えます。

反対理由その4、鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取市医療看護専門学校など、町内から頑張っている、また、通っていた学生もいます。智頭町おせっかい奨学金償還補助金は、こういった町内から頑張っている学生に支援するのではなく、町外に住み、学校に通う学生を支援するというものです。本来であれば、地元から通う学生を真っ先に支援すべきであると考えます。支援の対象者に関して疑問があるため反対します。

反対理由その5、このおせっかい奨学金制度は、子育て中の親にとってはとてもありがたい制度だと思います。なぜなら、高校生であれば月3万円、大学生であれば月4万5,000円支援してもらえて、その上、利子も支援します。そして、卒業後智頭町に帰ってくれたら、元金は返済しなくてもいい制度だからです。私も子育て真っ最中のため、正直、親としてはうれしい制度です。

しかし、子どもの立場になったらどうでしょう。卒業後、10年以内に智頭町に帰ってくると、大学の場合、総額216万円返済しなくてもいいわけで、夢や希望もあると思いますが、親からの期待や返済という金銭的負担を考えると、無理やりにでも帰ってくるという選択をする人が出てくるのではないのでしょうか。子どもの夢を奪うことにつながると思います。また、子ども自身は帰ってきたくても、就職先の会社の辞令により勤務地を本町ではなく、町外に指定される場合

や、結婚など、智頭に住みたくても第三者の意向により住めないことも想定できます。いずれにせよ、子どもの心情を考えると、心の負担を強いる制度になるのではないかと心配し、反対します。

反対理由その6、現在、さまざまな奨学金制度がありますが、独立行政法人日本学生支援機構が実施している国の奨学金事業では、2018年度から給付型奨学金を本格的に行っています。そして、2020年には、返済が不要な給付型奨学金を拡充し、食料や住居、光熱費などを賄う生活費を学生本人に支給し、学生が学業に専念できる環境づくりを整えようとしているようです。

ですから、町独自でこのような支援事業をつくらずとも、国の支援がある上、今後その支援を拡充しようとしています。ですから、町独自の奨学補助金は無用と考えます。

反対理由その7、智頭町おせっかい奨学金償還補助金を運営するための財源についてです。大学の場合、1カ月4万5,000円を4年間支援すると、1人当たり216万円になります。そして、想定している支援者16人全て大学生で、卒業後全ての人が本町に帰ってきてくれたとすると、補助金の総額は3,456万円となります。そして、5年後には1億7,280万円、10年後は3億4,560万円となります。

このおせっかい奨学金償還補助金は、一度制定すると公平性の観点から5年や10年ではやめられない制度だと思います。となると、この運営資金である財源確保はどのようにするのでしょうか。企業や一般からの寄附で対応できる金額ではないと考えます。

以上、7つの反対理由により、私は議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について、反対いたします。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

2番、安道泰治議員。

○2番（安道泰治） 議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について、賛成の立場で私は討論を行います。

私ごとではありますが、私自身17年前に娘を大学にやるとき、このような制度があればどんなにありがたかっただろうと振り返っております。そして、今、少子化の進む中、移住定住を促進し社会減である人口流出に歯どめをかけようと、

一生懸命な智頭町行政の取り組みの中、義務教育を終えて進学を考える親にとって一番お金がかかるとき、そして向学心あふれ進学への意欲を持っている子ども本人の将来を考えると、この条例制定は必要な施策だと私は考えます。まさに、行政と銀行とタッグを組み、将来智頭町へのUターンを考える大きな視点、または材料になると考えるからであります。

以上、述べたような視点で、私の賛成討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25．議案第81号

○議長（大河原昭洋） 日程第25、議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26．議案第82号

○議長（大河原昭洋） 日程第26、議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正
についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第83号

○議長（大河原昭洋） 日程第27、議案第83号 智頭町人事行政の運営等の
状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第84号

○議長（大河原昭洋） 日程第28、議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲
戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第85号

○議長(大河原昭洋) 日程第29、議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第86号

○議長(大河原昭洋) 日程第30、議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第87号

○議長(大河原昭洋) 日程第31、議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第32. 陳情について

○議長(大河原昭洋) 日程第32、陳情についてを議題とします。

9月9日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月9日に本会議において付託を受けた陳情について、9月13日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第20号 駐車場新設等にかかる陳情書につい

ては採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第20号は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の審査結果の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月9日に本会議において付託を受けた陳情について、9月12日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第13号 陳情書 2区崖ノ谷川改修は採択、陳情第14号 陳情書 3区草木谷川改修は採択、陳情第15号 陳情書 7区横水路改修は趣旨採択、陳情第16号 陳情書 8区小谷川治山工事の要望は趣旨採択、陳情第17号 会下谷の崩落箇所修復の陳情書は採択、陳情第18号 陳情書 8区横根川土砂流出防止対策下流域護岸のかさ上げ・橋の撤去は趣旨採択、陳情第19号 陳情書 8区横根川土砂流出防止対策上流域砂防堰堤設置は採択、陳情第21号 町道本折南方線護岸の改修に関する陳情書は採択、陳情第22号 町道本折線の補修に関する陳情書は採択、陳情第23号 福原パーキングのインターチェンジ化に関する要望書は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第13号は採択、陳情第14号は採択、陳情第15号は趣旨採択、陳情第16号は趣旨採択、陳情第17号は採択、陳情第18号は趣旨採択、陳情第19号は採択、陳情第21号は採択、陳情第22号は採択、陳情第23号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第33．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（大河原昭洋） 日程第33、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第34．議員派遣の件

○議長（大河原昭洋） 日程第34、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年9月20日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 大 藤 克 紀